

# 変動金利定期預金〔複利型〕

平成 31 年 4 月 1 日 現在

商品名 (愛称)	・変動金利定期預金〔複利型〕
販売対象	・個人のみ
期間	・3年 ・預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヶ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金<M型>6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方式により適用利率を変更します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以降に分割して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20%(国税15%・地方税5%)の税金がかかります。 (平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。) (ただし、マル優を利用の場合は除きます)
手数料	—
付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時~17時、電話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息がほごされます)